

世田谷区開発行為許可関係手数料額及び宅地造成工事許可申請手数料額一覧

平成19年4月1日改定

事務内容	名称等	手数料額(円)
都市計画法 (昭和43年 法律第100 号)第29条 第1項の規定に基づく 開発行為の 許可の申請 に対する審査	開発行為許可申請手数料	
	イ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	13,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	34,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	65,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	133,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	200,000円
	(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	261,000円
	(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	337,000円
	(8) 10ヘクタール以上のもの	460,000円
	ロ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	20,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	46,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	100,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	185,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	307,000円
	(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	415,000円
	(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	521,000円
	(8) 10ヘクタール以上のもの	737,000円
	ハ イ及びロ以外のもの	
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	131,000円
	(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	199,000円
	(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	292,000円
	(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	348,000円
	(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	525,000円
(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	599,000円	
(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	746,000円	
(8) 10ヘクタール以上のもの	1,004,000円	

公告文の表記方法とは異なります。

都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	合算額の限度額
	1件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が限度額を超えるときは、その手数料の額は、限度額とする。	1,004,000円
	イ 設計変更。ただし、口のみに該当する場合を除く。	開発区域の面積(口に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額
	ロ 新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、前項に規定する額
	ハ イ及びロ以外のもの	15,000円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	
	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	2,500円
	ロ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	
	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 1ヘクタール未満のもの	2,500円
(2) 1ヘクタール以上のもの	4,000円	
	ハ イ及びロ以外のもの	19,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1件につき 700円
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事の許可申請手数料	
	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
	(1) 500平方メートル以内のもの	18,000円
	(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	31,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	46,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	74,000円
	(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	106,000円
	(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	172,000円
	(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	188,000円
	(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	243,000円
	(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	331,000円
(10) 100,000平方メートルを超えるもの	489,000円	
宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく変更許可に対する審査	宅地造成工事の変更許可申請手数料	
	イ.設計の変更	宅地造成規制法第8条第1項に規定する額の10分の1に相当する額
	ロ.新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、宅地造成規制法第8条第1項に規定する額
	ハ.イ及びロ以外のもの	15,000円